

部活動に係る活動方針

鹿児島東高等学校

基本方針

本校における部活動の指導・運営に係る体制の構築には、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月鹿児島県教育委員会）及び「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）、「運動部活動指導手引き（一部改訂版）」（平成29年3月鹿児島県教育委員会）に則る。運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。また、全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

1 適切な運営のための体制整備

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は学校の方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶など適切な指導に努め、合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引等を活用する。
- (2) 顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- (3) 生徒数や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適切な数の運動部及び文化部を設定する。
- (4) 部員数の減少に伴い、大会の出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
 - ア 学期中は、原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他に日に振り替える。）
 - イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。